

山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内における私立幼稚園及び認定こども園教職員に対し退職金を支給し教職員の福祉を増進する目的をもって設定された私立幼稚園教職員退職金制度に対する資金造成に関して、公益社団法人山梨県私学教育振興会（以下「振興会」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 振興会が行う退職資金給付事業に対して補助する。

(補助金額)

第3条 この補助金の額は、当該年度の標準給与月額（公益社団法人山梨県私学教育振興会私立幼稚園教職員退職資金給付事業運営規則第3条第1項第5号に規定する標準給与月額をいう。）の総額に1000分の18を乗じて得た額以内とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 振興会は、この補助金の交付を受けたときは、退職金給付のための資金として適正かつ効率的に管理運用しなければならない。

2 振興会は、振興会の定款及び運営規則のうち資金運用に関連する部分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 前年度正味財産増減計算書
- ④ 前年度末現在の貸借対照表
- ⑤ 前年度末現在の財産目録
- ⑥ 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- ⑦ 役員名簿

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合概算払することができる。

- 2 前項のただし書により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第7条 振興会は、資金運用に関する事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）に給与実績見込を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては、この限りでない。

- 2 振興会は、資金の運用に関する事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（第4号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（第5号様式）には、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算（見込）書
- ③ 正味財産増減計算（見込）書
- ④ 貸借対照表（見込）
- ⑤ 財産目録（見込）
- ⑥ 給与実績

(額の確定及び精算)

第9条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた学校法人に通知する。

- 2 補助金の額の確定を受けた学校法人は、精算払いを受けようとするときは、速やかに精算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 知事は、振興会がこの要綱の規定に違反したときは、補助の決定を取消し又は補助金を返還させることがある。

(書類の保管)

第 11 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 25 日から施行し、昭和 48 年度の補助金から適用する。

附 則

改正要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正要綱は、平成 17 年 3 月 2 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

改正要綱は、平成 18 年 5 月 19 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 26 日から施行し、平成 24 年 11 月 1 日から

適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の際現にこの要綱による改正前の山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱の規定により社団法人山梨県私立幼稚園協会に対し交付されている平成24年度事業に係る補助金については、この要綱による改正後の山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱の規定により特例社団法人山梨県私学教育振興会に対し交付された平成24年度事業に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

第1号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法人名
理事長

印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付申請書

山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

補助申請額

円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 前年度正味財産増減計算書
- 4 前年度末現在の貸借対照表
- 5 前年度末現在の財産目録
- 6 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- 7 役員名簿

第 2 号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長 印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 振込口座

振込先銀行名 銀行 店 預金種別（当座・普通）
口座名 No.

第3号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

法人名
理事長 印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助
事業について、次のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変更（中止又は廃止）の理由

2 変更内容

3 添付書類

1 給与実績見込

第4号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法人名
理事長

印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金
補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 中止・廃止の理由

第5号様式

年 月 日

山梨県知事

殿

法 人 名
理 事 長

印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金実績報告書

このことについて、別紙のとおり実績報告書を提出します。

第 6 号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

法 人 名
理 事 長 印

年度山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった山梨県
私立幼稚園教職員退職資金制度補助金について、次のとおり精算払いの請求を
いたします。

1 精算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	精算払請求額 ④	備 考

3 振込口座

振込先銀行名 銀行 店 預金種別（当座・普通）

口座名 No.